
第 1 章

計画の目指すもの

1 計画の基本的な考え方	14
2 計画の「理念」・「目標」・「視点」	17
(1) 3つの「理念」	
(2) 6つの「目標」	
(3) 施策推進の5つの「視点」	



1 計画の基本的な考え方

- 地域のつながりの希薄化等により、地域や家庭の子育て力が低下しています。身近に相談できる相手がないなど、いわゆる「育児の孤立化」や、子育ての知恵や経験が伝承されにくくなった結果、子育てに不安を抱える家庭が増加していることも指摘されています。あわせて、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等から、子供がほしいという希望が叶えにくくなっています。
- こうした状況の中、我が国の出生数は100万人余りが出生した2015年以降減少傾向が続いています。2024年の出生数は統計開始以来、過去最少となる見通しであり、予想をはるかに超える速さで少子化が進展しています。
- 結婚や出産は、一人ひとりの価値観や人生観に深く関わるものであり、社会が強制すべきことではありませんが、いかなる時代、どのような社会状況にあっても、全ての子供たちの育ちを支え未来を守っていくこと、安心して子供を産み育てることができる環境を整備していくことは、行政はもとより、都民、企業など社会全体が連携して取り組んでいくべき課題です。
- とりわけ、乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で、重要な時期であり、基礎自治体である区市町村において、妊娠期からの切れ目ない支援や、質の高い教育・保育を提供できる体制を整備することが必要です。
- 都は、広域自治体として、子供・子育て支援を担う人材の確保・資質向上や特に支援を必要とする子供や家庭への支援を進めていく必要があります。
また、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子供・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、社会全体で子育てを応援していく機運を高めていくことも重要です。
- こうした考え方に立って、都は、東京都子供・子育て会議における意見も踏まえて、本計画を策定しました。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概要

子ども・子育て支援法第60条第1項の規定に基づく「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年7月告示（平成30年3月並びに令和元年9月及び12月並びに令和2年9月並びに令和3年12月並びに令和6年3月及び10月改正告示））

指針においては、以下の事項が規定されており、各市町村、都道府県は、これに即して市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定めることとされています。また、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、計画の見直しを行うこととされています。

- 子ども・子育て支援の意義に関する事項
- 教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
- 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項
- 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

次世代法に基づく行動計画策定指針の概要

次世代法第7条第1項の規定に基づく「地方公共団体及び事業主が策定する行動計画の指針」（平成26年11月告示（令和元年11月、令和3年2月、令和4年3月及び令和6年10月改正告示））

指針においては、①次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項、②次世代育成支援対策の内容に関する事項、③その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項が定められています。

こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱の概要

子どもの貧困対策法第8条第1項に基づき、平成26年8月閣議決定（令和元年11月新たな大綱を閣議決定）

こども基本法第9条第1項に基づき、令和5年12月こども大綱を閣議決定（こども基本法第9条第3項には、こども大綱に含めなければならない事項として、子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項と記載）

こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものとされています。

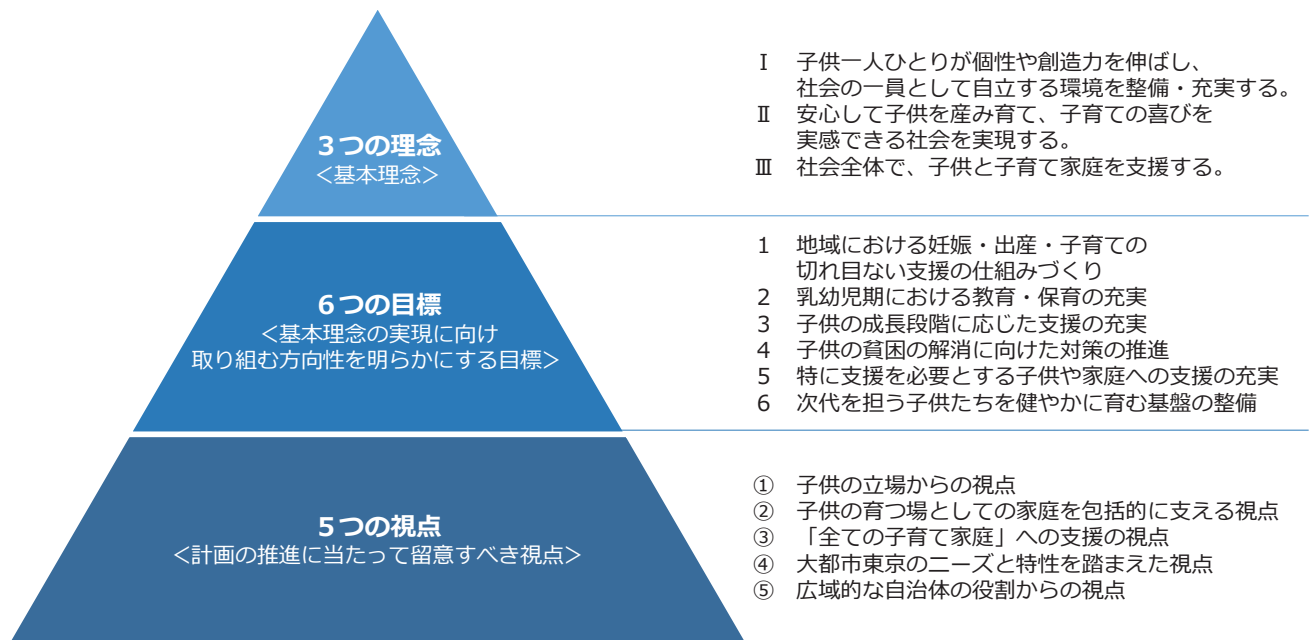
令和6年子どもの貧困対策法が改正され、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められました。改正法においては、こども貧困大綱を定める際には、貧困の状況にあるこども及びその家族等関係者の意見反映に必要な措置を講ずる規定が新設されました。

2 計画の「理念」・「目標」・「視点」

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画と、次世代法に基づく都道府県行動計画、こどもの貧困解消法に基づく都道府県こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画とを併せて策定する計画です。

第1期計画及び第2期計画では、「3つの理念」、「5つの目標」、「5つの視点」を設定し、子供・子育て支援の取組を進めてきました。

本計画は、第1期計画及び第2期計画における理念・目標・施策推進の視点を引き継いだ上で、新たに目標を1つ追加し、「6つの目標」とするなどの改善を行い、子供・子育て支援の多様な取組を一層推進していきます。



(1) 3つの「理念」

本計画では、以下の「3つの理念」を掲げています。

- ・「子供自身」に焦点を当てた理念 (理念Ⅰ)
- ・「子育てへの支援」に焦点を当てた理念 (理念Ⅱ)
- ・「社会全体で支える」ことの重要性に焦点を当てた理念 (理念Ⅲ)

理念Ⅰ 子供一人ひとりが個性や創造力を伸ばし、 社会の一員として自立する環境を整備・充実する。

子供は、大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在で、あらゆる場面において権利の主体として尊重される必要があります。

そして、成長段階に応じた教育・保育、豊かな遊びや自然体験、多種多様な経験や人との関わりを積み重ねることを通じ、多くの知識や技能を身に付けるとともに、人間性や社会性を育み、自立した大人へと成長していきます。

また、自らの意見が十分に聴かれ、それにより社会に何らかの影響や変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながります。年齢及び発達 の程度に応じて、子供の意見が尊重され、子供の最善の利益が実現されるよう、子供の社会参画と意見反映を進めていくことが求められています。

子供一人ひとりが、適切な養育・教育・医療や多様な体験機会その他の権利利益を害され社会から孤立することなく、個性や創造力を十分に伸ばし、夢や希望を持つことができるとともに、社会の一員として自立できるよう、家庭・学校・地域で必要な環境の整備や連携を進めていくことが必要です。

理念Ⅱ 安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する。

子供にとって家庭は、安らぎの場であり、人間形成の行われる最初の間でもあります。かけがえのない家庭の役割が十分に果たされるよう、環境を整備していくことは、社会として取り組むべき課題です。

子供・子育て支援施策の充実、ライフ・ワーク・バランスの推進や多様で柔軟な働き方の実現などにより、希望する全ての人たちが、安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

理念Ⅲ 社会全体で子供と子育て家庭を支援する。

子ども・子育て支援法や次世代法の基本理念にも規定されるように、子育ての第一義的な責任は父母等の保護者にあります。同時に、次代を担う人材の育成は、社会全体の責務であり、様々な環境の下で育つ子供たちが等しく育まれるようにしていかなければなりません。

次代を担う子供を育成することの意義を社会全体で共有し、子供と子育てを応援する機運を醸成するとともに、都民・企業、NPO団体など様々な地域の団体や行政（国・都・区市町村）が、それぞれの役割を踏まえて、ライフステージを通じて、子供の育ちと子育て家庭を支援していくことが必要です。

(2) 6つの「目標」

本計画の「3つの理念」を実現するため、6つの目標を設定しています。

目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり

- 安心して子供を産み育てるためには、妊娠期間中や出産後に、必要な医療や子供・子育て支援サービスを適切に利用できる体制を整備することが必要です。
- また、子育て家庭の孤立化を防ぐとともに子育て家庭が抱える課題を早期に把握するためには、継続的な状況把握や支援を行い、必要に応じて利用勧奨・措置による提供を行うとともに、支援に関する情報を十分に提供し、活用や参加を呼びかけることも重要です。
- 子供や家庭がニーズに合ったサービスを利用できるよう、地域における子供・子育て支援の実施主体である区市町村を支援し、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援する体制を整備していきます。
- また、全ての子供たちの育ちを切れ目なく支援していきます。

目標2 乳幼児期における教育・保育の充実

- 乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。子供が自己を十分に発揮し、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるよう、発達過程に応じた教育・保育が必要です。
- 認定こども園、幼稚園や保育所等は、少子化などを背景に、子供同士が集団の中で育ち合う場として重要性が増すと同時に、地域の子供・子育て支援の中核的な役割を担うことも期待されています。
- 乳幼児期の重要性や特性を踏まえた質の高い教育・保育が確保され、地域の子育て家庭の期待に応えられるよう必要な支援を行っていきます。

目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実

- 子供の権利擁護の観点から、子供の権利についての理解促進、体罰等によらない子育ての推進、子供の意見表明権を保障する取組が必要です。
- 「未来の東京」に生きる子供たちが、自らの個性や能力を伸ばし、様々な困難を乗り越え、人生を切り拓いていくことができるようになることを目指し、誰一人取り残さず、全ての子供が将来への希望を持って自ら伸び、育つ教育の実現を図っていく必要があります。
- 主体的に社会の形成に参画する態度を育むことができるよう、一人ひとりの社会的・職業的自立に向けた資質・能力の育成、キャリア教育の充実が重要です。

- また、共働き家庭の増加や、都市化によって、放課後等に地域において子供が安全に過ごすことのできる場の確保も求められています。
- 子供の成長段階に応じた質の高い教育が提供されるよう、子供を取り巻く問題に学校・家庭・地域・区市町村・関係機関等が連携して取り組んでいきます。また、次代を担う若者の就業促進や自立支援、子供の居場所づくりを進めていきます。

目標4 子供の貧困の解消に向けた対策の推進

- 子供の貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、子供の権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題であり、子供の貧困を解消し、貧困による困難を、子供たちが強いられることがないような社会をつくる必要があります。
- 子供の貧困の解消に向けた対策は、子供の現在の貧困を解消するとともに、子供の将来の貧困を防ぐことを第一として、推進されなければなりません。
- また、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びその子供が大人になるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければなりません。
- 貧困の状況にある子供及びその家族に対し、その状況に応じて支援を包括的かつ早期に講ずることが求められています。
- 貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援等を進めていきます。

目標5 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実

- 支援が必要なヤングケアラーに対して、関係機関・団体等が緊密に連携して早期に発見し、適切な支援につなげる取組が求められています。
- また、虐待など、様々な理由により親と暮らすことのできない子供が増えており、関係機関が一層の連携強化を図り、地域社会が一体となって、虐待の未然防止・早期発見や自立支援などの取組を進める必要があります。
- さらに、発達障害を含む障害のある子供、医療的ケア児、外国につながる子供のニーズに応じた適切な支援が求められています。
- 児童相談所が関わる子供について、児童福祉審議会等を活用した権利擁護の環境整備を行うことや、意見表明等を支援する体制の整備が必要です。

- 社会的養護を必要とする全ての子供が適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、家庭における養育環境と同様の養育環境やできる限り良好な家庭的環境において養育されることが求められています。また、社会的養護の下で育つ子供の権利保障や支援の質の向上、施設退所後等の自立支援の取組を進める必要があります。
- 様々な環境の下で育つ子供一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう、子供の最善の利益を確保する観点から、子供や保護者の置かれた状況や心身の状態を的確に把握した上で、特に支援を要する子供や家庭に対する支援を総合的に進めていきます。

目標6 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備

<家庭生活と仕事との両立の実現>

- 多様で柔軟な働き方を支援し、男女共に子育て等の家庭生活に十分なゆとりを持てる社会の実現が求められています。
- ライフ・ワーク・バランスの推進に取り組む企業等への支援を進めるとともに、性別にかかわらず、育児休業や看護休暇などを取得しやすい職場環境づくりや、働き方の見直しに向けた普及啓発及び気運醸成を、事業者団体、NPO団体、企業等と共に進めていきます。
- また、家庭と両立しながら再び仕事に就きたいと考えている方を主な対象に、きめ細かい就職支援や職業訓練による能力開発を行い、再就職を支援していきます。

<安心・安全を確保しながら、社会全体で子育てしやすい環境を整備>

- 子育て家庭が安心して暮らせる住環境の確保や、交通事故や不慮の事故から子供を守るための情報提供や普及啓発が求められています。
- また、子供が犯罪の被害者になる事件が後を絶たない一方、子供や若者による犯罪も発生しており、これらを防ぐための取組も重要となっています。
- 親子が一緒に安心して外出できる環境の整備や、安心して生活できる良質な居住環境の整備を進めていきます。また、交通事故や、家庭内での不慮の事故を防ぐため、子供の事故予防に必要な情報の提供等を行っていきます。
- 子供の健やかな育ちのために、学校や地域の関係諸機関との連携を強化し、子供を犯罪や有害な環境から守る仕組みづくりに取り組んでいきます。
- 様々な分野の関係機関・団体の連携を通じて、社会全体で子供・子育てを応援する機運を醸成します。

(3) 施策推進の5つの「視点」

本計画の推進に当たって、特に留意すべき視点として、以下の「5つの視点」を掲げています。

視点① 子供の立場からの視点

- 子育て支援に当たっては、子供の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、子供の最善の利益が最優先されなければなりません。子供が安心して意見を述べる場や機会を作るとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要です。
- 幼い頃から積み重ねられた主体的な自己決定や意見表明の経験は、青年期から成人期に至る若者の意見表明や主体的な社会参画につながるという視点を持つことが重要です。
- 貧困と格差は子供やその家族の生活や人生における選択可能性を制約し、ひいては社会の安定と持続性の低下につながります。このため、貧困と格差の解消を図ることは、良好な成育環境を確保し、全ての子供が心身ともに健やかに成長できるようにするための前提であり、全ての子供施策の基盤となります。
- 子供の成長にとって、誕生前から幼児期までは特に重要な時期であり、「愛着」の形成及び豊かな「遊びと体験」の機会が保障されるよう、家庭、幼児教育・保育施設、関係機関、地域等が連携し、切れ目なく子供の育ちを支えることが重要です。

視点② 子供の育つ場としての家庭を包括的に支える視点

- 児童虐待や非行など、子供をめぐる問題の背景には、子供の育った家庭が様々な問題を抱えている場合も多く、子供だけでなく家庭に対する支援も必要です。
- 子供や親への個別の対応だけではなく、家庭が抱えている問題を、包括的・一体的に捉え、福祉・保健・医療・教育・警察等の各機関が協力し、切れ目ない支援を総合的に展開していきます。

視点③ 「全ての子育て家庭」への支援の視点

- 家庭の状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感を抱えている状況があります。幼稚園や保育所等を利用する子供の家庭等だけでなく、「全ての子育て家庭」を対象とした支援の重要性が増しています。
- 全ての子供の健やかな育ちを担保するため、現行の制度や事業内容にとらわれず、柔軟な発想で多様な子供・子育て支援のニーズに対応していく必要があります。

- また、デジタル分野においても、組織や行政の垣根を越えて便利で快適な子育て支援サービスを実現することが重要です。
- 全ての子育て家庭が地域において安心して子育てができるよう、子供・子育て支援を一層充実させるとともに、必要な家庭がサービスを適切に利用できるように積極的に情報提供していきます。
- 親のニーズや働き方も多様化しており、子供と子育て家庭が、適切かつ質の高い子供・子育て支援を利用できる体制を整備することが重要です。
- 行政だけでなく、都民、企業、NPO 団体など様々な地域の団体や都民が、それぞれの役割のもとに、子供と子育て家庭に寄り添い、様々なニーズに対応していきます。

視点④ 大都市東京のニーズと特性を踏まえた視点

- 東京では、多様な就業・勤務形態等を背景に、子供・子育て支援に関するニーズが多様化しています。
- 一方、東京には、サービス産業を中心とする多くの企業や、特色のある活動を活発に展開している NPO 団体等の民間団体が集まっていることに加え、情報や人材の集積、利便性の高さなど、大都市特有の利点があります。
- 子供・子育て支援のニーズを的確に把握するとともに、多くの民間サービスや、NPO 団体をはじめとする東京の豊富な社会資源を組み合わせ、それらを最大限に生かして子供・子育て支援に取り組んでいきます。

視点⑤ 広域的な自治体の役割からの視点

- 子供・子育て支援の実施主体は区市町村ですが、都は広域的な自治体として、都内の全ての区市町村において、地域ニーズに応じた子供・子育て支援が適切に提供されるよう、財政面や技術面からの支援を行う役割を担っていく必要があります。また、区市町村の区域を越える広域的・専門的な課題にも対応していく必要があります。
- 子供・子育て支援を担う人材の確保と育成は、一義的には事業者の責任ですが、都として必要な支援の質と量を確保するため、事業者の取組を支援していきます。
- 区市町村による子供・子育て支援が体系的かつ円滑に実施されるよう支援するとともに、特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実に取り組んでいきます。